新見市版地域共生社会構築計画

～人と地域が元気なまち 新見市～

平成30年10月

新　　見　　市

目次

はじめに…… 1

1　計画策定の趣旨…… 2
2　計画の位置づけと計画期間…… 3
3　将来人口と予想される課題…… 4
　1）将来人口の推計…… 4
　2）予想される課題…… 5
4　目指すまちのすがた…… 7
5　新見市版地域共生社会の実現…… 8

小規模多機能自治による「地域共生社会の基盤構築」……10

1　地域共生社会の基盤構築の方向性……11
　1）意識の醸成……11
　2）情報と目的意識の共有……11
　3）協働による地域づくり……11
　4）持続的に活動できる仕組みづくり……12
2　具体的な取組の内容……13
　1）地域運営組織……13
　2）人材……14
　3）活動資金……15
　4）拠点施設……16
3　当面の取組……17
　1）地域担当職員の配置……17
　2）協働のまちづくり交付金……17

大学を活かしたまちづくり……18

1　大学を活かしたまちづくりの利点……19
2　大学を活かしたまちづくりの方向性……19
3　具体的な取組の内容……20
　1）地域共生社会推進事業……20
　2）福祉教育環境整備事業……21
　3）大学成長戦略支援事業……21

具体的な課題解決等の取組の流れ……22

はじめに

平成17年３月、新たな新見市が誕生した際、まちづくりの最高規範として「新見市まちづくり基本条例」が制定されました。

この条例では、市民がまちづくりの主体であることを明らかにするとともに、うるおいのある生活環境の整備、健康でやさしさに満ちた社会の形成、香り豊かな文化の創造、個性的で伸びやかな産業の育成を目標とし、「住民自治」を土台として、市民と議会と市それぞれが役割や責務を認識したうえで、協働（※）できる仕組みの確立を求めています。

現在、本市は、人口減少と少子高齢化という大きな課題に直面しています。さらに、社会情勢の変化を背景に、市民一人ひとりの価値観が多様化するとともに、市民ニーズや地域が抱える課題もまた複雑・多様化しています。

将来にわたって、健康で住んで良かったと思えるまちを実現していくためには、すべての人が積極的に社会に参画し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。

※協働…市民と市がそれぞれの役割や責任を認識し、補完･協力すること

新見市まちづくり基本条例

平成17年３月31日
条例第６号

高梁川の源流域に位置する私たちの新見市には、市町合併により誕生した広い地域に、美しい森林や清らかな流れなどの豊かな自然と先人が培ってきたすばらしい伝統や文化が息づいています。

私たちは、この自然と文化を大切に受け継ぎ、すべての市民が連携・協力しながら、うるおいのある生活環境の整備、健康でやさしさに満ちた社会の形成、香り豊かな文化の創造、個性的で伸びやかな産業の育成を目標に、安心と活力、住みやすさが実感できる「誇りある人と自然の源流文化都市」の実現に努めていきます。

このため、私たちは、「住民自治」を最大のよりどころとし、市民と議会と市それぞれが役割や責務を認識した上で協働できるシステムを確立しなければなりません。

ここに、私たちは、新見市のまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、新見市のまちづくりの理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則、市民の役割並びに議会及び市の責務その他まちづくりに関し必要な事項を定めることにより、住民自治を基本とした協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（以下略）

1　計画策定の趣旨

本市では、「第２次新見市総合振興計画」や「新見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた様々な施策を展開し、時代の要請やニーズに応じた地域活性化や地方創生の実現、人口減少の抑制につながる取組を積極的に進めてきました。しかし、依然として人口は減り続けており、地域の活力低下や経済の停滞等が危惧されます。

一方、「はじめに」でも述べたように、市民の価値観が多様化し、市民ニーズや地域課題が変化する中、これまでの行政サービスの枠組みでは対応しきれなくなってきており、新たな視点での仕組みづくりが必要になっています。

こうした状況を受け、本市では、人口減少に備えたまちづくりを急ぐ必要があることから、「協働によるまちづくり」を施策の重点に位置づけ、これまで以上に積極的に推進することにより、「新見市版地域共生社会」の実現を目指すこととしたものです。

本計画は、今後の取組について、その考え方や取組の過程を明らかにすることによって、市全域における機運の醸成と共通理解の促進を図ることを目的に策定するものです。

2　計画の位置づけと計画期間

本市では、新見市まちづくり基本条例を踏まえ、まちづくりの総合的指針として「新見市総合振興計画」を定め、福祉、産業、建設、教育といった様々な分野で施策を進めています。

「新見市版地域共生社会」の実現に向けた取組は、これらの施策と横断的に連携することにより、はじめてその効果を発揮します。このため、それぞれの施策に関連する部門計画との整合性に配慮した計画とします。

また、本計画による取組を実現していくには、相当期間が必要と考えられます。さらに、地域ごとに取組の進行具合に差が生じることが予想されるため、計画の終期は設定せず、概ね３年を一期間として取組の効果等について検証し、必要な見直しを行います。

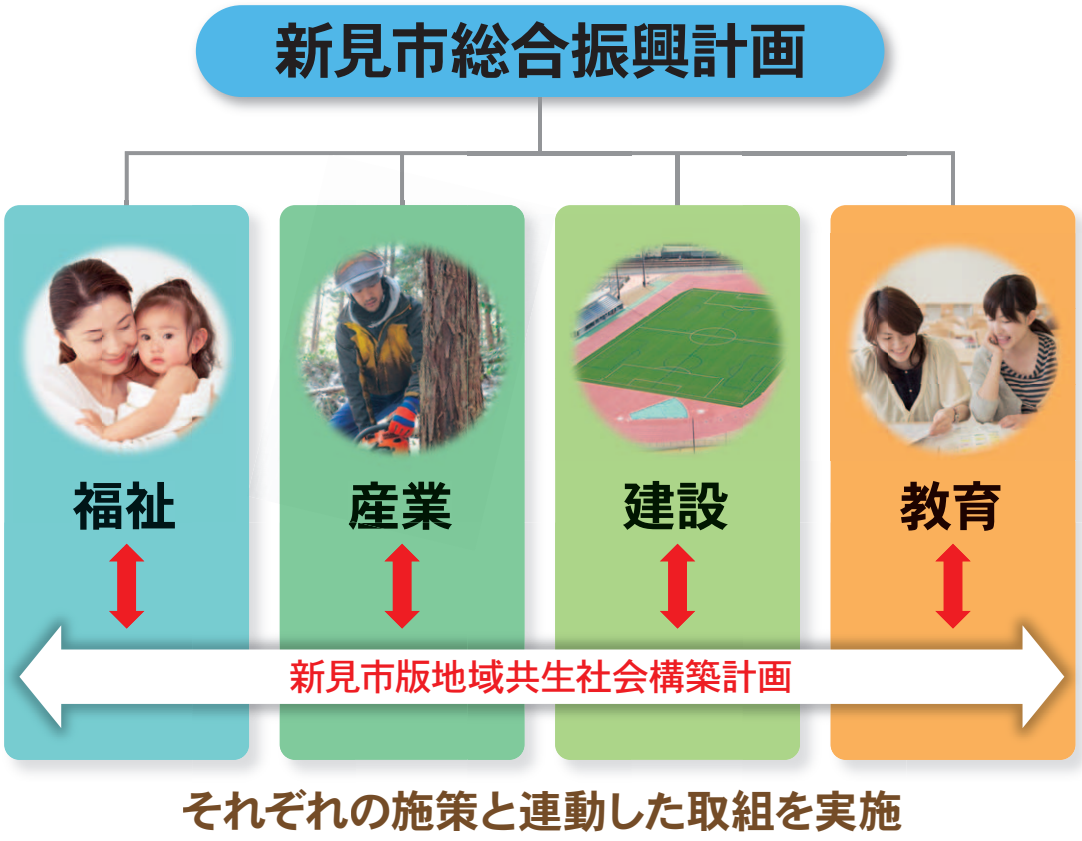

3　将来人口と予想される課題

1）将来人口の推計

平成17年３月末の市町合併時、37,043人だった本市の人口は、平成30年３月末には29,953人まで減少しています。

さらに、平成30年３月、国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口では、今後も日本全体で人口は減り続けると推計しており、2045年における本市の推計人口は、14,868人と、現在の半数以下にまで減少するとされています。

人口減少の背景には、少子化の進行や未婚率の上昇、若年世代の市外流出など様々な課題があり、その克服には時間を要することから、当面、人口の減少傾向は続くものと考えられます。

また、高齢化率は、平成17年３月の32.8％から平成30年３月には40.5％まで大幅に上昇しており、2045年には、52.9％にまで上昇すると推計されています。

人口・65歳以上人口・高齢化率の推移

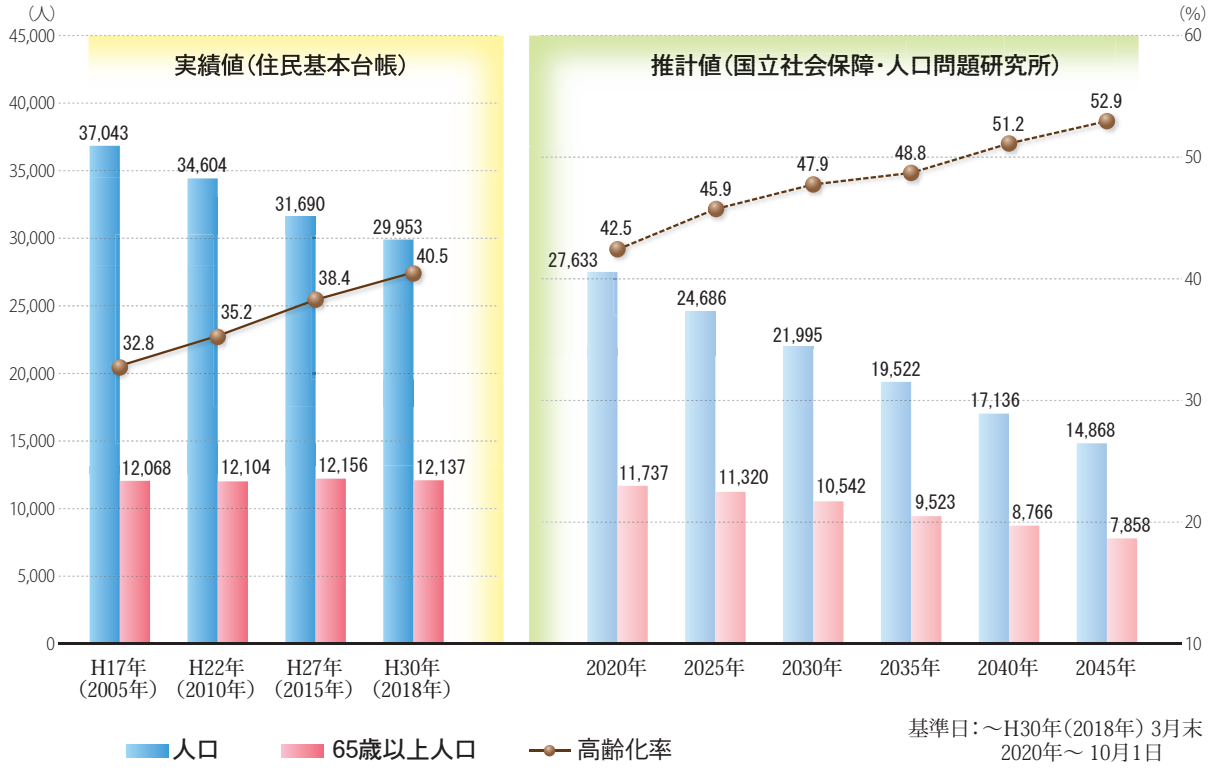

2）予想される課題

（ア）人口減少・高齢化に起因する課題

本市の人口が半減し、高齢化がさらに進行した場合、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」といった社会を支えてきた機能（※）に、何らかの影響が生じてくることが考えられます。このまま対策を講じなければ、市民生活や地域社会を支える機能はますます低下し、住み慣れた地域で暮らすことを望んでも、かなわない事態が起きることも予想されます。

①**「自助」**　自力で生活を維持できなくなる人が増加

高齢者の一人世帯や高齢者のみの世帯が増加し、自らの力では日常生活を維持することが困難になる人が増加していくことが考えられます。

②**「互助」「共助」**　地域社会の支え合い機能の低下

家族や近隣住民による支え合いの機能が低下するとともに、地域の最小単位として地域を支えてきた行政地区では、組織の維持ができなくなり、結果的に地域を支える機能を失うことが考えられます。

また、商業店舗や医療施設の撤退、閉鎖など地域の社会基盤の弱体化が進み、地域生活そのものが成り立たなくなる状況も考えられます。

③**「公助」**　公共サービスの縮小

税収の減少や高齢化による社会保障費の増加等により、本市の財政状況は厳しさを増すものと予想され、職員の削減はもとより、道路などの社会基盤が維持できなくなることや公共交通の縮小、福祉施策の見直し、教育環境の変化といったあらゆる分野の公共サービスの縮減を余儀なくされることも考えられ、「公助（行政）」のみで地域を支えることが難しくなることが懸念されます。

（イ）社会情勢の変化に起因する課題

①**「公助」**　公共サービスの限界

これまでは、市民や世帯が抱える課題に対し、高齢者、障がい者、児童等といった分野ごとの支援体制で対応を行ってきました。しかし、一人の市民、一つの世帯が、複数の課題を同時に抱えるケースが増えており、これまでの個別の支援体制では対応が困難な場合や支援の対象とならないケースなど、現在の公共サービスでは対応できない事例が増加すると考えられます。

※本計画の中では次のとおり定義しています。

「自助」＝住民一人ひとりが、豊かな生活を送るために努力すること
「互助」＝家族・友人・近所など、個人的な関係にある人同士が助け合い、お互いを気づかいあうこと
「共助」＝住民組織やボランティア団体、ＮＰＯなどが行う様々な活動
「公助」＝法律や制度に基づいて、行政が提供するサービス

4　目指すまちのすがた

本市は、これから多くの課題に直面します。しかし、臆することなくそうした課題を着実に解決しながら、「人と地域が元気なまち」を創りたいと考えています。

そのためには、これまでの考え方や手法にとらわれることなく、新たな発想による取組が必要です。市民と市が、まちづくりの目標を共有し、知恵と力を出し合えば、本市ならではのまちづくりができます。

買い物に苦労している高齢者を買い物ツアーで支えようとしている地域、地域の農作物を使って新たな商品開発に取り組もうとしている女性グループ、空き家の増加が問題となっている中にあっても、空き家を有効活用して移住者の確保に取り組んでいる地域など、人と地域を元気にしようとする地域や市民が主体となった取組も増えつつあります。

人口減少や少子高齢化といった課題ばかりが注目されがちですが、本市には、魅力ある地域資源が数多くあります。地域の活性化や課題解決を図る過程で、そうした資源を有効に活かすことにより、新見市独自のまちづくりを進めることができます。

夢と希望をもって、人と地域が元気なまちを創ることがこの計画の目指しているところです。

5　新見市版地域共生社会の実現

本市が今後、人口減少や少子高齢化、社会情勢の変化に起因する様々な課題を乗り越え、人と地域が元気なまちを創るためには、社会全体で市民生活や地域社会を支え、盛り立てていく仕組み､いわゆる「地域共生社会」を実現していくことが必要であると考えています。

地域共生社会とは、年齢や性別などに関係なく、市民が個々に求められる役割を果たしながら、協働することによって地域を創っていく全員参加型の社会です。

こうした地域共生社会の実現を目指して、本市では、市民と市、そして、本市固有の資源である新見公立大学が、協働し、連携して新見市独自の取組を進めることとします。

具体的には、小規模多機能自治による「地域共生社会の基盤構築」と「大学を活かしたまちづくり」を計画の２つの柱として各種事業に取り組みます。

小規模多機能自治による地域共生社会の基盤構築の取組では、市民と市が協働して、地域ごとに異なった様々な課題を地域が主体となって解決し、そこに暮らすすべての人を支えられる仕組みづくりに取り組みます。

一方、大学を活かしたまちづくりでは、地域共生社会に向けた取組や市全域に関わる課題の解決に新見公立大学の知見や人材を活かし、地域の活性化につなげていく取組を推進します。

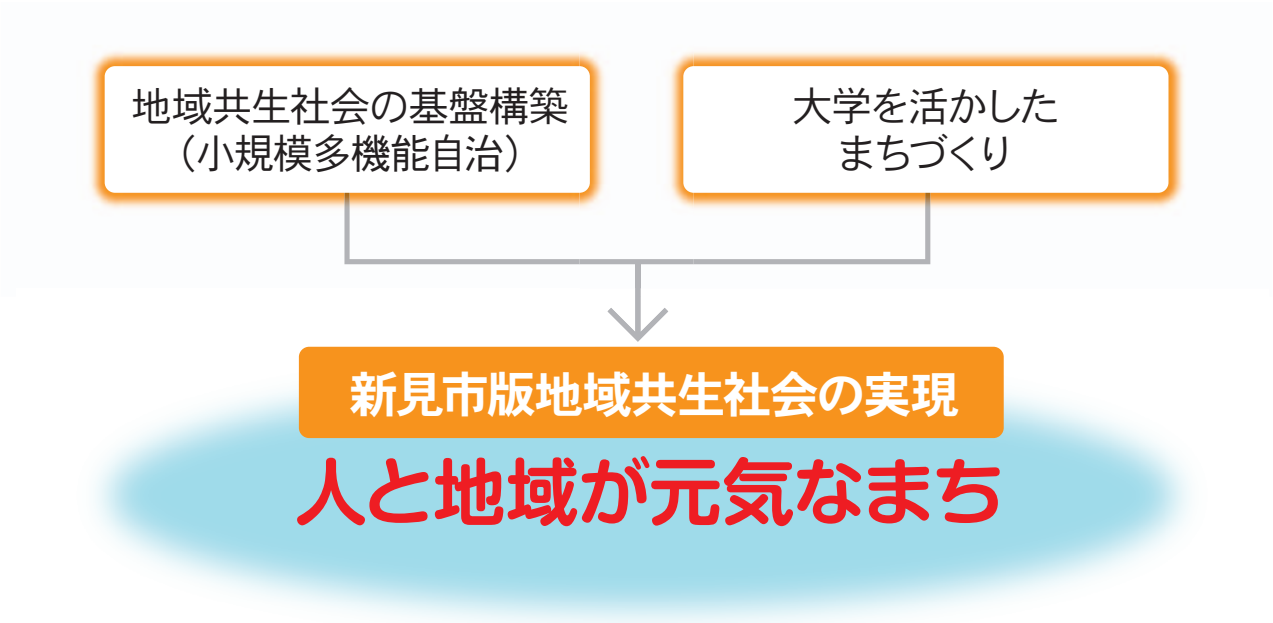

構築計画のイメージ図

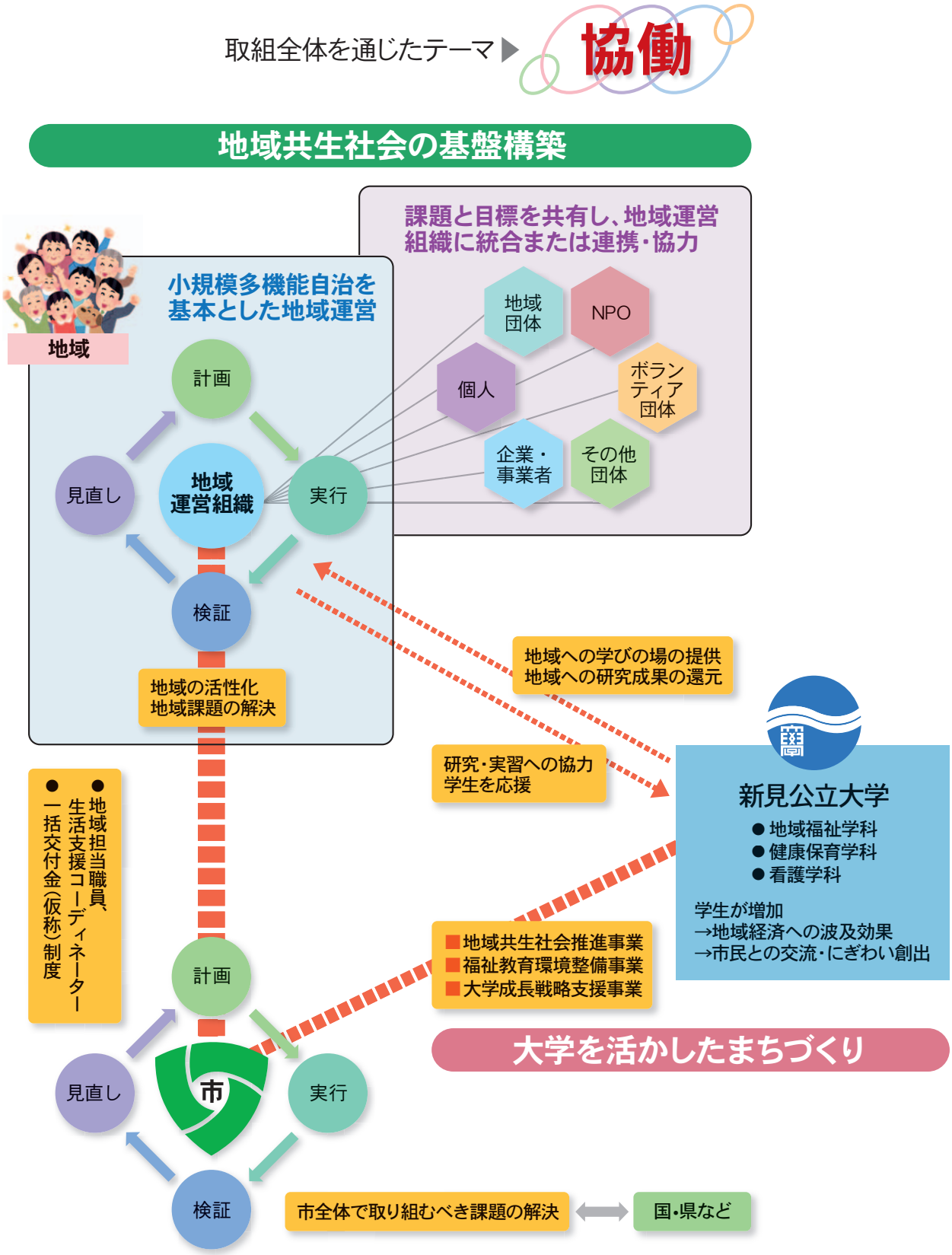
取組全体を通じたテーマ▶
協働
地域共生社会の基盤構築
課題と目標を共有し、地域運営組織に統合または連携・協力
地域団体
NPO
個人
ボランティア団体
企業・事業者
その他団体
地域
小規模多機能自治を基本とした地域運営
計画
見直し
地域運営組織
実行
検証
地域の活性化
地域課題の解決
地域への学びの場の提供
地域への研究成果の還元
研究・実習への協力
学生を応援
新見公立大学
● 地域福祉学科
● 健康保育学科
● 看護学科
学生が増加
→地域経済への波及効果
→市民との交流・にぎわい創出
■地域共生社会推進事業
■福祉教育環境整備事業
■大学成長戦略支援事業
大学を活かしたまちづくり
●地域担当職員、生活支援コーディネーター
●一括交付金（仮称）制度
計画
見直し
市
実行
検証
市全体で取り組むべき課題の解決
国・県など

小規模多機能自治による「地域共生社会の基盤構築」

地域共生社会を実現していくためには、国や市が行う制度や支援策の整備と並行して、市民と市が協働し、地域における課題解決や支え合いの機能を担っていく基盤を整える必要があります。

本市では、人口減少や少子高齢化を背景に、地域の活力低下や社会基盤の弱体化といった課題、さらには市民ニーズの複雑・多様化といった課題が顕在化しており、従来の仕組みや考え方では対応しきれない時代となっています。

こうした中、将来にわたって持続できる地域社会を築いていくためには、地域のことを地域が中心となって担い、課題を把握して解決を試みるセーフティネットの仕組みが求められます。

本市が進めようとしている地域共生社会の基盤構築は、**小規模多機能自治**の考え方をもとに、人と人とがつながり、地域活力と自治力を取り戻そうとする取組です。

地域住民が主体となり、地域の課題を共有し解決を図る組織（以下「地域運営組織」という。）を整備し、地域自らが将来展望を描きながら活動する仕組みをつくり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指します。

小規模 → 日常生活圏域（大字区域や小学校区〈旧小学校区を含む。〉）など**地域に適した小さな単位**で、

多機能 → 高齢者福祉、子育て支援、産業振興、耕作放棄地・空き家対策、移住定住といった**地域の幅広い課題解決**に、

自治 → 地域の様々な人が、**協力して考え、取り組む**。

1　地域共生社会の基盤構築の方向性

地域づくりを進めるうえで一番大切な点は、住民が自分たちの地域に関心をもち、話し合いを通じて、地域の将来像や課題を共有することです。

そのうえで、住民の思いや行動力を活かせる仕組みを地域と行政が一体となってつくり、地域を活性化し、自治力を強化します。

1）意識の醸成

今後の取組を進めていくうえでは、すべての住民が地域の抱える課題を自分事として認識することが重要です。「住民自治」を基本とし、地域づくりの主体として積極的に活動するという意識をもち、地域活動や市民活動を担っていきます。

また、行政は、協働の重要性や必要性を再認識するとともに、協働による地域づくりを推進するための体制づくりに取り組みます。

2）情報と目的意識の共有

住民と行政が互いの主体性や自主性を尊重しながら、これまで以上に身近で強い信頼関係のもとに協働して、地域づくりに取り組む対等な関係を築くため、双方向からの適切な情報の提供と共有に努めることとします。

また、住民同士、住民と行政がつながっていくためには、目的意識をもって地域のことを話し合うことが必要です。話し合いを重ねることによって、地域課題を共有できるとともに、地域づくりの方向性が見えてきます。このため、「話し合いの場」と「人が集う場」づくりに努めます。

3）協働による地域づくり

地域課題の共有や地域づくりのアイデアの掘り起こしが進むにつれて、それを具体化し、実現していくための仕組みが必要となります。課題の検討、企画段階から行政が積極的に関わり、市職員が連絡調整役等を担うことにより、効果的な取組につなげます。

４）持続的に活動できる仕組みづくり

地域が主体となって、持続的に活動していくためには、人材や活動資金を確保していくことが必要です。

地域には、地域住民やＮＰＯなどの人材資源のほか、観光資源や自然資源など様々な資源があります。加えて、地域課題とされる耕作放棄地や空き家、空き店舗などは、一方では、地域資源としての側面をもちます。

地域内のこうした資源を活かし、循環させることによって、住民の暮らしと地域社会を支えながら豊かさをももたらす仕組みづくりが考えられます。

2　具体的な取組の内容

小規模多機能自治による地域共生社会の基盤構築には、「地域運営組織」、「人材」、「活動資金」、「拠点施設」の４つの要素が重要となります。それぞれの形態や内容は、地域の実情によって柔軟に考えられるべきです。

1）地域運営組織

地域課題の解決や地域の特長を活かした地域づくりに取り組む組織として、各地域において住民、事業者、各種団体が主体となって構成する地域運営組織の設立を目指します。

地域運営組織は、地域の将来像を見据えた計画をもって、地域づくりの中心的役割を担います。

地域運営組織のネットワークイメージ

「地域運営組織」は、行政と協働して地域活性化や地域課題解決の取組を進める。

また、地域運営組織と行政、地域運営組織間で連携や情報共有を図るためのネットワークづくりを進める。

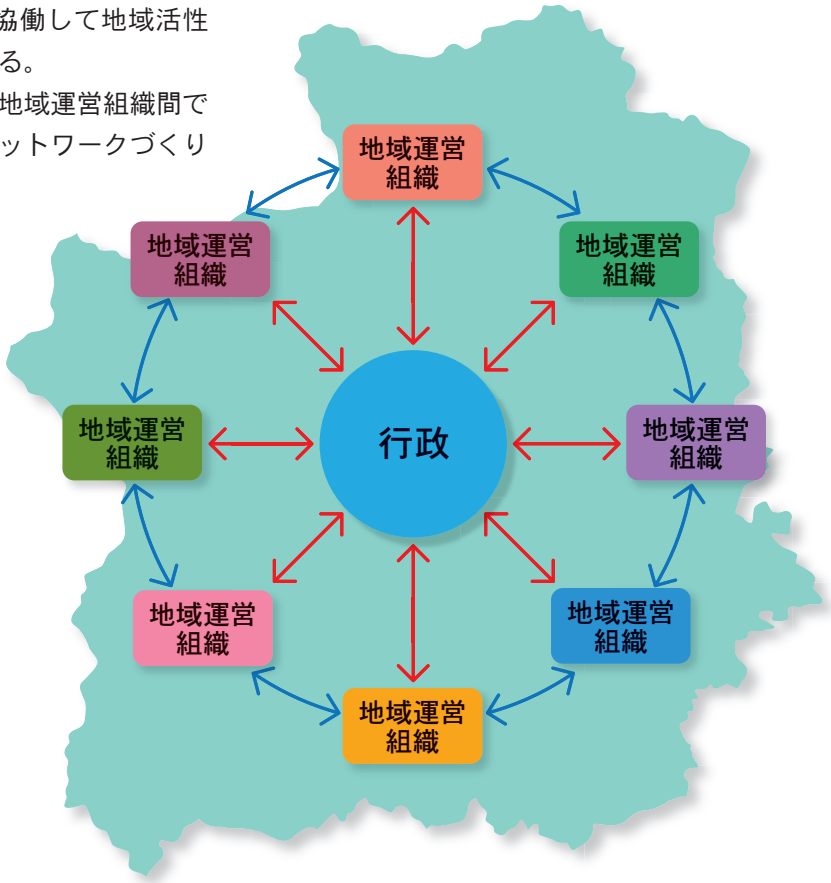

地域振興会などの母体となり得る組織がある場合は、地域共生社会の考え方を地域内や行政と共有しながら、地域運営組織への移行を検討します。母体となる組織がない場合は、住民説明会の開催などを通じて、小規模多機能自治による地域共生社会の基盤構築の機運を醸成しながら地域運営組織の設立を目指します。

地域運営組織の設立にあたっては、地域内の各種既存組織がもつ役割や機能を点検したうえで、整理統合に努め、役員の負担軽減や重複する業務の整理を図る必要があるとともに、組織の維持・発展・継続を図る観点から、将来的には法人格を取得することも考えられます。

なお、地域運営組織の対象区域については、日常生活圏域なども考慮しながら、地域それぞれの特性に応じ、地域内、地域間で協議を行い、最も活動しやすい区域を選択することが必要です。

市内各地域で地域運営組織の設立が進んだ場合、地域運営組織と行政、地域運営組織間のネットワークづくりを進め、地域活性化や課題解決に向けた取組事例の共有を図ります。

2）人材

地域では、すべての住民が地域を支える人材となることが望まれます。住民が課題を主体的にとらえ、地域運営組織の一員として解決に取り組む機運を醸成するとともに、地域課題解決の手法や知識を蓄積していくことが必要です。

行政は、住民主体の地域づくりを支援するため、地域に出向き、地域とのパイプ役となる「地域担当職員」を配置するとともに、ＮＰＯやボランティア組織等の支援を行います。

地域担当職員は、地域運営組織の設立支援や地域の現状・資源・課題等を把握することに加え、地域づくりに資する情報の提供や担当課との連絡調整などの役割を担います。また、地域運営組織が行う地域資源を活用した地域づくり及び地域課題の解決に向けた取組を支援します。

さらに、介護保険法の規定に基づく「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、地域運営組織や民間事業者などとも地域課題を共有しながら、地域内の資源開発、課題解決につながる連携体制の構築、地域のニーズと民間サービスとのマッチングなどを担うほか、地域担当職員と共に地域共生社会の基盤構築に取り組みます。

地域運営組織の活動開始までの流れ

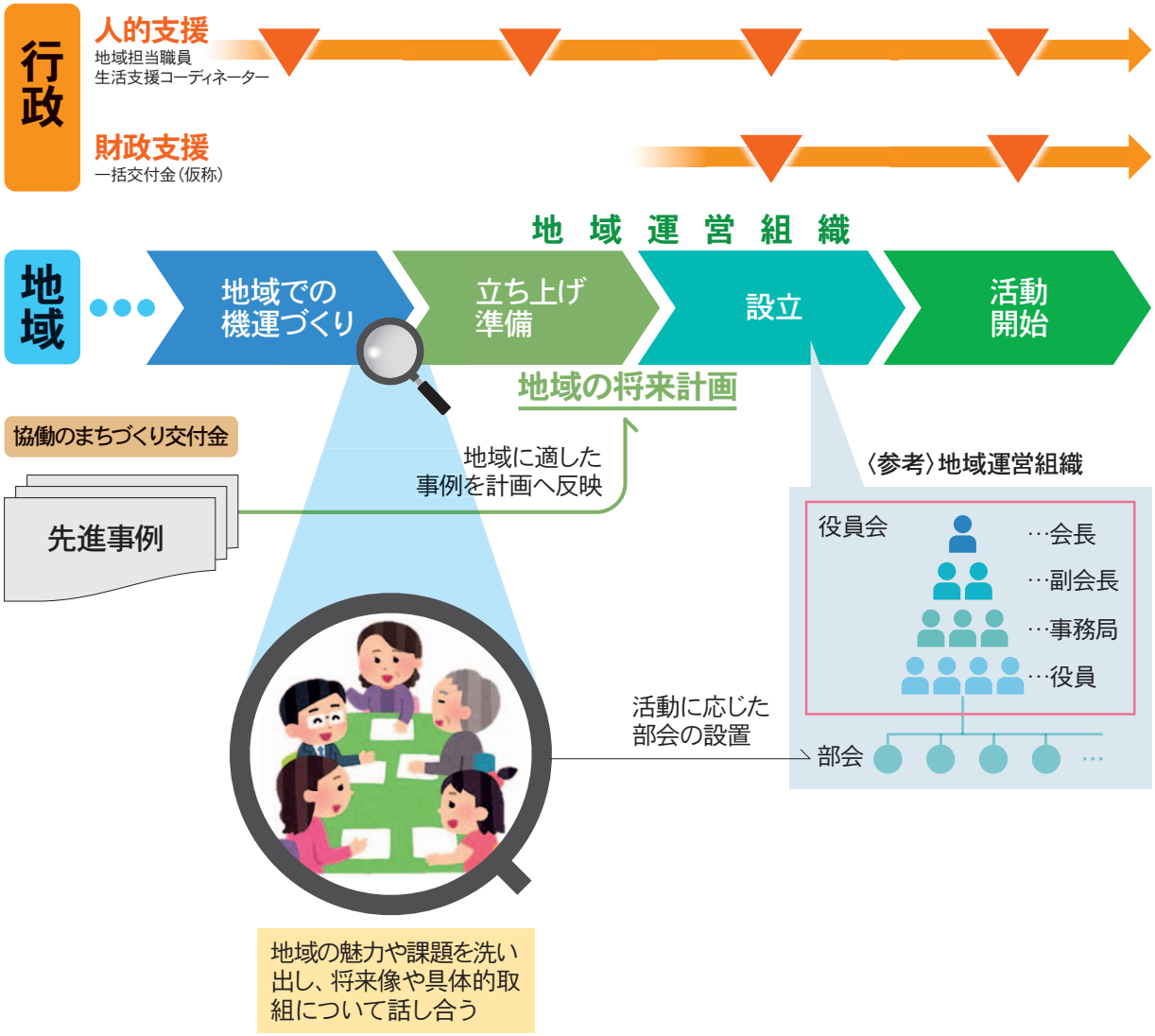

3）活動資金

課題を解決し、特長を活かした魅力ある地域を形成し、維持・発展させていくためには、活動のための資金を確保する必要があります。

行政は、地域運営組織の活動や運営に必要となる資金として、「一括交付金（仮称）」制度の創設を検討します。この交付金は、使途に必要以上の制限を設けず、地域の将来計画に沿った年度計画に定められた事業に充てられるものとします。

制度の創設にあたっては、現行の各種補助金等（例：防犯灯設置事業補助金、道路愛護会報償費、敬老会補助金、地域づくり推進事業補助金）を一括交付金（仮称）に統合することを検討します。

また、将来に向け持続的な活動を進めるためには、地域の人材や施設、地域資源を有効に活用しながら、地域自らが必要な資金を調達することも期待されます。

4）拠点施設

地域課題を早期に発見し、適切な対応を行うためには、住民の誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができるとともに、自主活動を行うことができる活動拠点が必要です。

本市には、地域住民が自主的な地域活動を行い、また、住民主体の地域づくりを積極的に推進するための「市民センター」と、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進などに寄与することを目的とする「ふれあいセンター」・「公民館」が設置されています。

これらの施設は、既に地域の拠点として定着していることから地域運営組織の拠点施設となることも考えられます。また、その他の地区集会所や空き家・空き店舗を活用するなど、地域の中で他にふさわしい場所がある場合は、当該施設を拠点施設として活用することも可能です。

3　当面の取組

地域共生社会の基盤構築のためには、いち早く機運の醸成や地域の状況把握を行う必要があるため、平成30年度から地域担当職員を配置するほか、地域運営組織が設立されるまでの暫定的な措置として「協働のまちづくり交付金」による支援に取り組みます。

1）地域担当職員の配置

平成30年度は、新見支局管内の８つの市民センター区域にそれぞれ３人と、４支局管内にそれぞれ５人を先行配置し、当面は各地域で開催されている「小地域ケア会議」へ参加し、地域の状況や課題等を把握するとともに、生活支援コーディネーターと連携しながら地域課題解決につながる取組の支援を行うほか、組織づくりに向けての情報収集に取り組みます。小地域ケア会議が組織されていない地域については、個別に地域の状況等の把握を行います。

2）協働のまちづくり交付金

地域運営組織が設立されるまでの間、地域が主体となって取り組む地域共生社会の基盤構築に向けた先進事例を積み上げることを目的に、地域での議論を踏まえ、課題の解決につながる試行的な取組を行う地域団体などに対し、事業に要する経費として50万円を限度に「協働のまちづくり交付金」を交付します。

大学を活かしたまちづくり

若年人口が減少傾向にある中、全国の大学が学生の確保を大きな課題であると考えています。

新見公立大学では、より魅力ある大学づくりを進めるため、平成31年４月から新見公立大学健康科学部に４年制の地域福祉学科と健康保育学科を開設し、現在の看護学科とともに１学部３学科体制に改組します。これに合わせて、看護学科の入学定員を現行の60人から80人へ増員する予定です。

（※地域福祉学科及び健康保育学科の入学定員は各50人）

新見公立大学は、市内唯一の高等教育機関です。公立大学の多くが都道府県立、指定都市立である中、人口３万人規模の市に設置されていることは極めて稀であり、本市にとって重要な地域資源といえます。

昭和55年に一部事務組合立の短期大学として開学以来、保健医療、看護、幼児教育及び福祉の分野における質の高い教育カリキュラムにより、これまで約5,300人もの優秀な専門職人材を輩出してきました。

平成22年度の新見公立大学開学に合わせて看護学科が４年制に移行し、平成26年度には大学院看護学研究科を、翌年度には助産学専攻科を開設して現在に至ります。

平成31年度には、短期大学の２学科も４年制に移行し、完全４年制大学となる予定で、大学の役割はますます高まるものと考えられます。

大学が設置されている利点を最大限に活かし、本市の活性化や課題解決を図っていこうとする取組が「大学を活かしたまちづくり」です。

1　大学を活かしたまちづくりの利点

人口減少や少子高齢化により、全国の中山間地域は様々な課題を抱えています。そうした課題が本市でも顕在化しており、「課題先進地」ともいわれるゆえんです。これらの課題を着実に解決していくことが、持続可能な社会を目指す本市の重要施策になると考えられます。

新見公立大学では、完全４年制への移行を進める中で、課題先進地である本市の特性を活かした実践的教育を行っていくことを目指しており、その過程では、大学のもつ人材や専門的知見を活用して、本市が抱える課題について研究されることになります。そうした研究成果を今後の本市の施策に反映することにより、より効果的な施策を展開することができ、さらに、その実施結果を大学と共に検証していくことが可能となります。

こうした取組ができることは、本市の大きな強みであり、大学を活かしたまちづくりに取り組む大きな意味でもあります。

さらに、新見公立大学が完全４年制へ移行することにより、2022年度には現在より学生定員が280人増加する予定で、地域経済への直接的効果が見込めるとともに、学生と市民との交流を通じて、まちのにぎわい創出効果が期待できます。

2　大学を活かしたまちづくりの方向性

大学を活かしたまちづくりは、市民、市、大学が一つになってまちを創っていく取組です。

取組の中で、市民及び市は、新見公立大学が本市の重要な地域資源であることを踏まえ、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取組において、同大学のもつ様々な資源の有効活用を図ります。

また、新見公立大学は、教育機関の使命である優れた人材の育成に努める中で、本市全域を学生の学びのキャンパスとして活用し、地域課題の研究・教育を進め、その成果を地域に還元します。

これらの取組の相乗効果によって、地域共生社会を実現し、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会を目指します。

3　具体的な取組の内容

大学を活かしたまちづくりを進めるため、大学連携推進室を設置して新見公立大学との連携を強化し、「地域共生社会推進事業」、「福祉教育環境整備事業」、「大学成長戦略支援事業」の３事業を柱に取組を進めます。

1）地域共生社会推進事業

新見公立大学と連携して、すべての市民が安心して暮らせ、積極的に社会参加ができる地域共生社会に向けた取組を進めます。

（ア）地域共生社会の意識づくり

新見公立大学と連携して、講演会の実施や地域へのアドバイザー派遣等を実施し、地域共生社会の意識づくりを推進します。

（イ）大学のシンクタンク機能の活用

新見公立大学のシンクタンク機能を、市の政策立案時や地域課題の解決に向けた取組に活用します。

（ウ）地域への学びの場の提供

地域共生社会の実現に向けては、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成していくことが求められます。

このため、地域の課題をより体系的、専門的に学びたいと考える市民に対して、新見公立大学と連携し、ワークショップやパネルディスカッション等の学びの場を提供する取組を進めます。

（エ）ボランティア活動等の支援

地域のニーズに対応した新見公立大学のボランティア活動等を支援します。

2）福祉教育環境整備事業

新見公立大学がもつ専門性を活かして、福祉教育環境整備事業の取組を進めます。

（ア）子育て環境の整備

新見公立大学と連携して、安心して子育てができる環境の整備を進める中で、同大学の教育支援センターを活用して、人口規模の小さい本市だからこそできる就学前教育・保育の実践に取り組みます。

（イ）市民の健康維持・増進、介護・介護予防

市民の健康を維持し、健康寿命の延伸を図るためには、日常の生活習慣の重要性に対する市民の関心と理解を深めることが必要です。市民が自らの健康状態を自覚し、健康を増進し、できる限り住み慣れた場所で暮らし続けることができるように、新見公立大学と連携して健康維持・増進、介護・介護予防に関する研究を推進するとともに、情報提供に努めます。また、知識の普及や技術的支援を行うための人材養成の取組も進めます。

（ウ）研究環境の整備及び研究成果の活用

新見公立大学の教員や学生が、市内全域をキャンパスとして調査・研究などの取組ができ、その成果がまちづくりに活かされ、広く市民に還元される体制づくりを、新見公立大学と共に進めます。

3）大学成長戦略支援事業

大学を活かしたまちづくりを進めるためには、新見公立大学が安定的に発展していくことが不可欠な要件です。

このため、新見公立大学が円滑に完全４年制へ移行することができるよう、市民と市が一体となって必要な支援を行うとともに、新見公立大学の学生が本市に愛着をもち、この地に住みたいと思えるような生活環境の整備を図ります。また、学生と市民との交流を促進し、にぎわいの創出に努めます。その一環として、新見公立大学の学生数の増加に対応すべく、新見駅西側の西日本旅客鉄道株式会社が所有する土地を購入し、民間活力による学生の居住スペースを核とした整備を行います。

具体的な課題解決等の取組の流れ

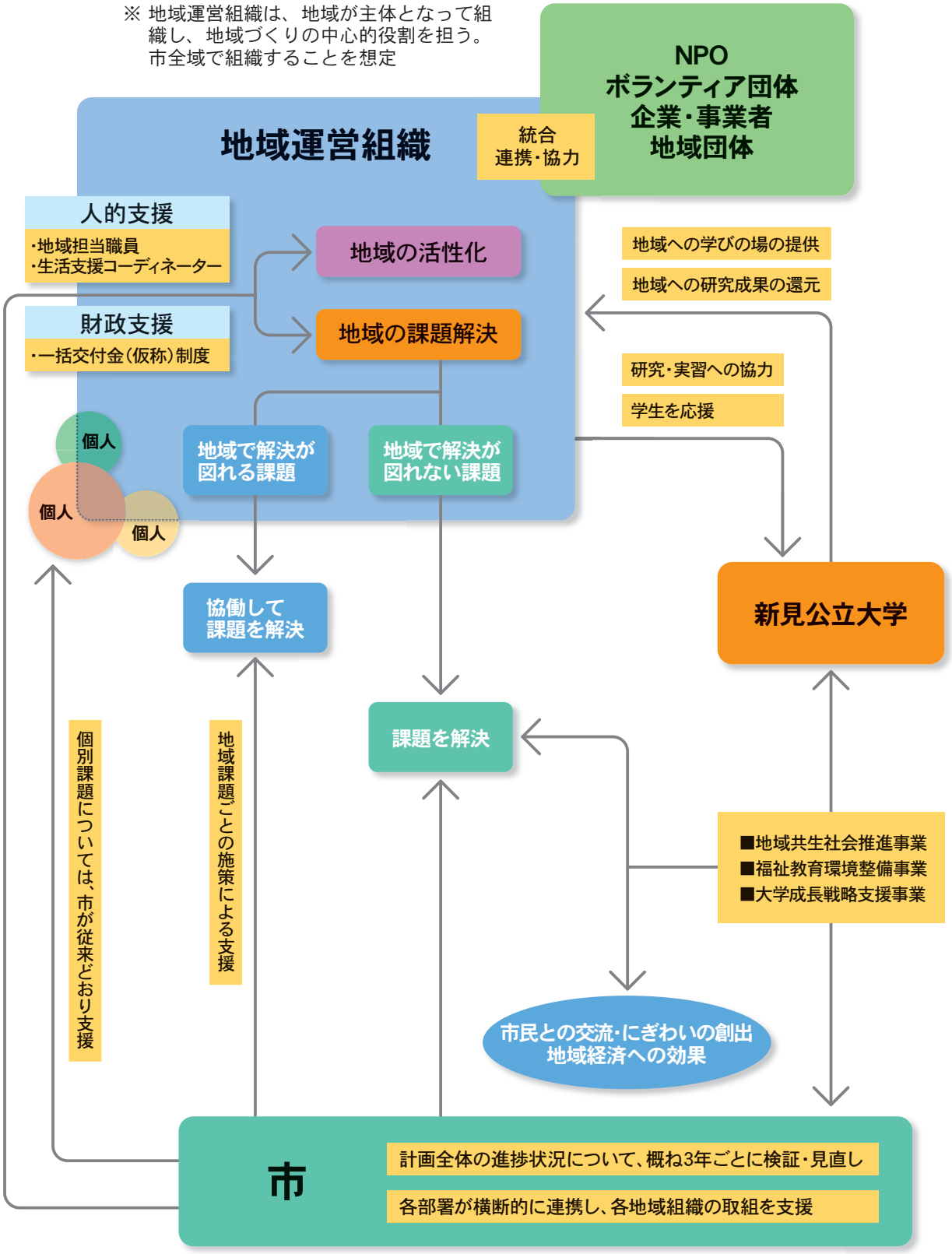

新見市版地域共生社会構築計画
平成30年10月

発行　新 見 市
〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3
TEL（0867）72-6114　FAX（0867）72-6243